Miyazaki International College

Course Syllabus

|  |  |
| --- | --- |
| Course Title ( Credits ) | EDU317：教育制度論 The Educational System (2 credits) |
| Course Designation for TC | 教員の免許状取得のための必修科目  【科目】  教育の基礎的理解に関する科目  【各科目に含める必要事項】  教育に関する社会的、制度的又は経営的事項  （学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） |
| Content Teacher | |
| Instructor | 堀　和郎（単独） |
| E-mail address | khori@sky.miyazaki-mic.ac.jp |
| Office/Ext | 1-203 |
| Office hours | オフィスのドアに記載されています。 |
| Language Teacher | |
| Instructor |  |
| E-mail address |  |
| Office/Ext |  |
| Office hours |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Course Description: | | |
| 【全体目標】  現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識も身に付ける。  本授業では、現代社会の支配的な教育形態である「公教育」と呼ばれる制度―仕組みを組み立てている諸原理（教育の公費性、教育の公開性、教育の公益性）とその背後にある「教育の公共性」概念を説明するとともに、わが国の公教育の主要な制度、すなわち、教育機関（学校体系、義務教育制度）、教育職員（教員養成制度、教育公務員制度）、教育内容（学習指導要領、教科書制度―検定、採用、無償等）、教育行政機関(国レベルと地方レベル)それぞれにかかわる制度について、その構造、運用、課題について、概説する。 | | |
| Course Objectives: | | |
| 【一般目標】  （１－２）教育に関する制度的事項  現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。  （１－３）教育に関する経営的事項  学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。  （２）学校と地域との連携  学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、取り組み事例を踏まえて理解する。  （３）学校安全への対応  学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。  【到達目標】  （１－２）教育に関する制度的事項  １）公教育の原理及び理念を理解している。  ２）公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。  ３）教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。  ４）教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。  （１－３）教育に関する経営的事項  １）公教育の目的を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。  ２）学校における教育活動の年間の流れと学校評価の基礎理論を含めたPDCAの重要性を理解している。  ３）学級経営の仕組みと効果的な方法を理解している。  ４）教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。  （２）学校と地域との連携  １）地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解している。  ２）地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。  （３）学校安全への対応  １）学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。  ２）生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。 | | |
| Course Schedule | | |
| Day | Topic | Content/Activities |
| 1 | 教育制度論の目的と主題 | 教育制度論とはいかなる授業科目であるか、その目的と主題について説明する。  教育制度とは、教育を行うのに必要な条件として社会的な合意の下に整備された仕組みのことで、教育の諸条件、すなわち、教育の行われる場、教育の対象、教育の目的・内容・方法、教育者（教員）などにかかわる組織やルールの枠組みを意味する。本授業では、現代社会の支配的な教育形態である「公教育」と呼ばれる制度＝仕組みを組み立てている諸原理を学ぶとともに、わが国の公教育の主要な制度、すなわち、教育機関、教育職員、教育内容、教育行政機関それぞれにかかわる制度について、その構造、運用、課題について、その基本を理解することをねらいとする。第１回の授業では、これらについて概説する。（（１－２）、１）、２）、３）、４）） |
| 2 | 公教育の意義とその基本原理 | 公教育という教育形態の根底には、教育は政府の責任において実施されるべきであるという「教育の公共性」観念（思想）があり、それに支えられている。そして、この観念は、「教育の公費性」、「教育の公開性」、「教育の公益性」という三つの制度原則に表れている。ここでは、この中心的な観念と三つの制度原則について学ぶ。（（１－２）、１）） |
| 3 | 公教育成立の歴史的背景 | ここでは、「教育の私事性」という観念に代わる、「教育の公共性」観念が生成し、公教育が成立・発展した歴史的背景を学ぶ。そうした教育観（教育思想）の転換の背後には、いかなる社会変化があったのか、という問いについて考える。（（１－２）、１）） |
| 4 | 公教育制度の主要領域と関連法規 | わが国の公教育体制を構成する諸制度の主たる領域は、教育の場としての教育機関、教育に従事する教育職員、その教育活動を規定する教育内容（教育目的や方法を含む）、そして、教育の諸制度を設計・運用することを任務とする教育行政機構に分けられる。ここでは、これらの制度領域を規律する諸法令としてどのようなものがあるかを学び、それら法令により教育の諸制度がシステムとして相互に関連しあう有機的な全体を構成していることを学ぶ。（（１－２）、２）） |
| 5 | 学校教育機関に関する諸制度（その１）：学校体系 | 学校体系とは、異なる教育目的をもって設置された多種・多様な学校という教育機関を相互に関連性を持つ一つのまとまり（system）として構成された仕組みのことをいうが、ここでは、学校体系に二つの次元や三つのタイプがあることを学んだあとに、わが国の学校体系の変遷やその今日的課題について考える。（（１－２）、４）） |
| 6 | 学校教育機関に関する諸制度（その２）：義務教育制度 | 義務教育は一つの教育段階として学校体系の中で重要な位置を占めており、教育改革の中心的な対象としても注目されているが、ここでは、義務教育に関して法令はどのように規定しているか、義務教育の意義と本質は何か、義務教育を成り立たせている義務にはどのようなものがあるかについて学ぶ。（（１－２）、１）、２）） |
| 7 | 学校の設置と管理運営に関する諸制度（その１）：学校の設置、学級編成、教職員の配置 | ここからは、教育サービスの主体である学校を設置し、教育組織体として運営していくための仕組みがどうなっているかについて学ぶが、まず、学校設置基準や学校の施設・設備基準がどうなっているか、学級編成や教職員の配置についてはどのような仕組みが整えられているかについて、諸法令に即して解説する。（（１－２）、２）、（１－３）、１）、３）） |
| 8 | 学校の設置と管理運営に関する諸制度（その２）:学校・家庭・地域の連携、学校評価、学校管理運営機構、学校安全 | 学校を組織体としてマネジメントしていく上で、今日、地域社会との連携が重要な課題となっており、地域の参画による学校運営をどう確保するか、開かれた学校を担保する仕組みづくりが課題となっている。また、組織体としての学校の有効性を評価する学校評価の仕組みも整えられつつある。そして、地域の学校を全体として統括する管理機構としての教育委員会が組織されている。ここでは、今日求められる学校改善とって重要な要素にかかわるこれらの仕組みについて学ぶ。加えて、学校をめぐる危機管理や事故対応を含む安全上の課題や安全管理及び安全教育の取り組みについて学ぶ。（（１－２）、２）、（１－３）、１）、２）、３）、４）、（２）、１）、２）、（３）、１）、２）） |
| 9 | 教育内容にかかわる諸制度（その１）：教育課程の編成をめぐる法制的枠組み | ここでは、学校における教育内容の計画である教育課程の編成に関してどのような仕組みになっているかを諸法令に即して検討し、憲法、教育基本法、学校教育法における教育の目的と目標の相互関連、教育課程の構成要素、教育課程編成の基準としての学習指導要領などについて学ぶ。（（１－２）、２）） |
| 10 | 教育内容にかかわる諸制度（その２）：学習指導要領 | 学校の教育課程は各学校によって編成されることになっているが、それは教育課程の構成要素や授業時数など学校教育法施行規則に定めるもののほか、教育課程のナショナル・スタンダードとして文部科学大臣が公示する学習指導要領にしたがうものとされている。ここでは、そもそも学習指導要領はいつ、何のために生まれた仕組みなのかをはじめとして、学習指導要領をめぐるいくつかの問題について解説する。（（１－２）、３）） |
| 11 | 教育内容にかかわる諸制度（その３）：教科書制度 | 教科書とは教科用図書のことであって、「教科の主たる教材」として位置付けられており、教科書に関しては、編集・発行、採択、供給、使用義務など、さまざまな仕組みが整えられている。ここでは、それを概説する。（（１－２）、４）） |
| 12 | 教育行政の理念と基本原理 | 教育行政とは政府（国や地方公共団体）による教育という営みを組織化するための関与ということができるが、その理念と基本原理は、第二次大戦の前後では、大きな転換が見られた。ここでは、戦前の、帝国憲法・教育勅語体制に依拠する教育行政の理念・基本原理から日本国憲法・教育基本法体制に依拠する教育行政の理念・基本原理への転換について解説する。（（１－２）、２）、３）） |
| 13 | 教育行政の組織＝機構（その１）：中央レベル | わが国は、中央レベルの教育行政機構として、①内閣と内閣総理大臣、②文部科学大臣と文部科学省、③中央教育審議会、④大学設置・学校法人審議会、⑤教科用図書検定調査審議会などを置いている。ここでは、それぞれの役割について概説する。（（１－２）、３）） |
| 14 | 教育行政の組織＝機構（その２）：地方レベル | 地方レベルの教育行政機構としては、それぞれの地方公共団体（都道府県及び市区町村）ごとに、首長、教育長、教育委員会、教育委員会事務局が置かれていて、地域全体の教育行政を統括するシステムになっている。ここでは、それぞれの役割について概説するとともに、今日的課題に言及する。（（１－２）、３）） |
| 15 | 総まとめと質疑応答 | 考査を前提に、講義全体を通じて学んだことを振り返りつつ整理するとともに、講義内容に関する質疑応答の時間とする。 |
|  | 期末試験 |  |
|  | | |
| Required Materials: | | |
| テキスト：なし  参考書：関連内容の資料などのプリントを授業時に配布する。 | | |
| Course Policies (Attendance, etc.) | | |
| 教職を目指す学生として教員の崇高な使命をよく理解するよう努めることが肝要である 。 授業は欠席や遅刻をすることなく 積極的に参加するように心がけること。 特に、 時間に凡帳面であることと、 日常生活の態度 （ あいさつ、 身なり 、 言葉遣い等） には気をつけること。 教員採用試験に向けて教職教養の勉強をしっかり して力をつけること。 | | |
| Class Preparation and Review | | |
| Students are expected to spend at least one hour reviewing and doing homework and one hour preparing for every hour of lesson time.  事前・事後学習として週４時間以上行うこと。 | | |
| Grades and Grading Standards | | |
| ・授業の展開の中で課すレポート　３０％  ・定期試験　７０％ | | |
| Methods of Feedback: | | |
| レポート・答案等の提出物へのフィードバックについては、以下の方法等による。  ・コメントを記載して返却する。  ・授業またはオフィスアワーに、口頭で行う。  ・答案例を配布する。 | | |
| Diploma Policy Objectives: | | |
| Work completed in this course helps students achieve the following Diploma Policy objective(s):  3. The ability to identify and solve problems  4. Advanced communicative proficiency in both Japanese and English | | |
| Notes: | | |
|  | | |